

6. 市町村の業務区分

市 町 村	市町村 合併前の 地域	ごみ							し尿				
		ごみ(粗 大を除く)	粗大ごみ		焼却処理施設 設置 ※3	最終処分場 設置 (稼動中のみ) ※3	委託・許可 ※4		業務		委託・許可 ※4		
			収集 運搬 ※1	収集 運搬 ※1			施設運 転管理 ※2	6条2 委託					7条 許可
千 葉 市		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
銚 子 市		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○
市 川 市		○	○	○	○	委	○	○	○	○	○	○	○
船 橋 市		○	○	○	○	委	○	○	○	○	○	○	○
館 山 市		○	○	11	○	○	○	○	○	○	○	-	○
木 更 津 市		○	○	○	委	委	○	○	○	○	○	○	○
松 戸 市		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
野 田 市		○	○	○・委	○	委	○	○	○	○	○	○	○
茂 原 市		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	-	12
成 田 市		○	○	○	○	委	○	○	○	○	○	○	○
佐 倉 市		○	○	2	2	2	○	○	○	○	6	-	○
東 金 市		○	3	3	3	3	○3	○	13	13	13	13	13
旭 市	旧旭市域	○	○	○	○	○	○	○	8	8	8	8	8
	旧干潟町域	○	○	○	○	○	○	○	8	8	8	8	8
	旧海上町域	○	○	○	○	○	○	○	8	8	8	8	8
	旧飯岡町	○	○	○	○	○	○	○	8	8	8	8	8
習 志 野 市		○	○	○	○	委	○	○	○	委	○	○	○
柏 市	旧柏市域	○	○	○	○	委	○	○	○	○	○	○	○
	旧沼南町域	5	5	5	5	5→委	5	5	○	5	○	○	○
勝 浦 市		○	○	○	○	委	○	○	○	○	○	○	○
市 原 市		○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○
流 山 市		○	○	○	○	委	○	○	○	○	○	○	○
八 千 代 市		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
我 孫 子 市		○	○	○	○	委	○	○	○	○	○	○	○
鴨 川 市		○	○	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鎌 ケ 谷 市		5	5	5	5	5→委	5	5	○	5	○	○	○
君 津 市		○	○	○	委	委	○	○	○	○	○	○	○
富 津 市		○	○	-	委	委	○	○	○	○	-	○	○
浦 安 市		○	○	○	○	委	○	○	○	○	○	○	○
四 街 道 市		○	○	○	○	委	○	○	○	6	-	○	○
袖 ケ 浦 市		○	○	○	委	委	○	○	○	○	-	○	○
八 街 市		○	○	○	○	○	○	○	○	6	-	○	○
印 西 市	旧印西市	15	15	15	15	15	15	○	○	7	-	○	○
	旧印旛村	15	15	15	15	15	15	○	○	7	-	○	○
	旧本埜村	15	15	15	15	15	15	○	○	7	-	○	○
白 井 市		15	15	15	15	15	15	○	○	5	-	○	○
富 里 市		○	○	○	○・委(成田市)	委	○	○	○	6	-	○	○
南 房 総 市	旧富浦町域	1	1	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	旧富山町域	1	1	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	旧三芳村域	1	1	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	旧白浜町域	○	○	11	委	委	○	○	○	○	○	○	○
	旧千倉町域	○	○	11	委	委	○	○	○	○	○	○	○
	旧丸山町域	○	○	11	委	委	○	○	○	○	○	○	○
	旧和田町域	○	○	11	委	委	○	○	○	○	○	○	○
匝 瑳 市	旧八日市場市域	10	10	10	10	10	10	10	8	8	8	8	8
	旧野栄町域	10	10	10	10	10	10	10	8	8	8	8	8
香 取 市	旧佐原市域	14	○	14	14	14	14	○	14	14	14	○	○
	旧小見川町域	14	○	14	14	14	14	○	14	14	14	○	○
	旧山田町域	14	○	14	14	14	14	○	14	14	14	○	○
	旧栗源町域	14	○	14	14	14	14	○	14	14	14	○	○
山 武 市	旧成東町域	○	3	3	3	3	○3	○	13	13	13	13	13
	旧山武町域	4	4	4	4	4	4	4	13	13	13	13	13
	旧蓮沼村域	4	4	4	4	4	4	4	13	13	13	13	13
	旧松尾町域	4	4	4	4	4	4	4	13	13	13	13	13
い す み 市	旧夷隅町域	○	○	○	○	○	○	○	9	9	9	-	-
	旧大原町域	○	○	○	委(御宿町)	○	○	○	9	9	9	-	-
	旧岬町域	○	○	○	○	○	○	○	9	9	9	-	-
大 網 白 里 市		○	3	3	3	3	○3	○	13	13	13	13	13
酒 々 井 町		○	○	2	2	2	○	○	○	6	-	○	○
栄 町		○	○	15	15	15	○	○	○	7	-	○	○
神 崎 町		○	○	14	14	14	○	○	14	14	14	○	○
多 古 町		10	10	10	10	10	10	○10	8	8	8	8	8
東 庄 町		14	14	14	14	14	14	○	14	14	14	○	○
九 十 九 里 町		○	3	3	3	3	○3	○	13	13	13	13	13
芝 山 町		4	4	4	4	4	4	4	13	13	13	13	13
横 芝 光 町	旧光町域	10	10	10	10	10	10	10	8	8	8	8	8
	旧横芝町域	4	4	4	4	4	4	4	13	13	13	13	13
一 宮 町		12	12	12	12	12	12	12	12	12	-	12	12
睦 沢 町		12	12	12	12	12	12	12	12	12	-	12	12
長 生 村		12	12	12	12	12	12	12	12	12	-	12	12
白 子 町		12	12	12	12	12	12	12	12	12	-	12	12
長 柄 町		12	12	12	12	12	12	12	12	12	-	12	12
長 南 町		12	12	12	12	12	12	12	12	12	-	12	12
大 多 喜 町		○	委	委	委 いすみ市(旧夷)	委	○	○	9	9	9	-	-
御 宿 町		○	○	○	○	委	○	○	9	9	9	-	-
鋸 南 町		1	1	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1

< 事務組合一覧 >

1	鋸南地区環境衛生組合
2	佐倉市、酒々井町清掃組合
3	東金市外三市町清掃組合
4	山武郡市環境衛生組合
5	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
6	印旛衛生施設管理組合
7	印西地区衛生組合
8	東総衛生組合
9	夷隅環境衛生組合
10	匝瑳市ほか二町環境衛生組合
11	安房郡市広域市町村圏事務組合
12	長生郡市広域市町村圏組合
13	山武郡市広域行政組合
14	香取広域市町村圏事務組合
15	印西地区環境整備事業組合

※1

- ・○は市町村が行っているもの(直営及び市町村が委託・許可したものが収集処理)
- ・数字は業務を所管する一部事務組合の番号。

※2

- ・○は市町村で運転管理しているもの。
- ・委は市町村で施設がないなど民間や他自治体へ委託処理を行っているもの。
- ・数字は業務を所管する一部事務組合の番号。

※3

- ・○は市町村設置施設。
- ・委は市町村で施設がないなど民間や他自治体へ委託処理を行っている施設。
- ・数字は業務を所管する一部事務組合の番号。

※4

- ・○は市町村が委託や許可を行っているもの。
- ・数字は業務を所管する一部事務組合の番号。